

一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会 規約

(名称及び所在)

第1条 本会は、一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会と称し、事務局をいわき市土木部土木課におく。

(目的)

第2条 本会は、一般国道6号及び49号のバイパス改築工事等に協力し、これが促進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 工事促進のための啓発宣伝活動
- (2) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同するものをもって組織する。

(役員の選出及び職務)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 若干名（うち常任幹事1名）
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において選出する。

3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代理する。

5 常任幹事は、会長、副会長がともに事故あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(事務局)

第8条 本会の事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
 - (2) 書記 若干名
- 2 事務局長は、役員会の承認を経て会長が委嘱する。
 - 3 事務局長は、会長の命を受け、会務を掌理する。
 - 4 書記は、会長が任免する。
 - 5 書記は、庶務並びに会計に従事する。

(会議)

第9条 会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長がこれを招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(総会及び役員会)

第10条 総会は、会の予算及び決算その他重要な事項を決定する。

- 2 役員会は、会運営に関する事項等の企画立案にあたる。

(経費)

第11条 本会の運営に必要な経費は、市からの補助金及びその他の収入をもってこれにあたる。

(解散)

第12条 本会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度定める。

附 則

この規約は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月15日から施行する。